

農産物等を出荷する皆様へ



農産物や特用林産物等を出荷（販売）する際は、出荷制限の状況や放射性物質モニタリング検査の結果を確認してください。

安全性を確認しましょう

- 出荷（販売）する農産物等は、「出荷」前に、市町・品目ごとに県の放射性物質モニタリング検査を実施し、安全を確認することになっています。
必ず、モニタリング検査が終了していることを確認してから出荷（販売）してください。
- きのこ・山菜・果実（山ブドウ・山栗等）は、「栽培」のものと「野生」のもので、検査区分や出荷制限等の状況が異なる場合がありますので、取扱いに注意してください。
- 野生のきのこ・山菜等を出荷（販売）する場合は、出荷制限が指示されている地域からのものではないことを確認しましょう。

正確な表示に努めましょう

- 産地（生産又は採取した場所）を正しく表示しましょう。
（産地を偽って表示・販売すると、食品表示法違反となり、出荷者名等が公表される場合があります。）
- きのこ・山菜等は、「栽培されたもの」か「野生のもの」かが分かるように商品や売場の表示を徹底してください。
（表示例） “ふき（栽培）”、“野生わらび” など

栃木県

環境森林部林業振興課（野生もの）TEL028-623-3274

農政部農政課（栽培もの）TEL028-623-2288

出荷制限の状況や放射性物質検査の結果は、県のHPで確認できます。

栃木県 HP

http://www.pref.tochigi.lg.jp/kinkyu/hoshano_nousan.html